

大学から社会への就労移行期における支援の 現状と課題について

山本 陽子¹⁾, 山本 幹雄¹⁾, 佐野(藤田)真理子^{1,2)}

Study of vocational transition support from university to work

Yoko YAMAMOTO¹⁾, Mikio YAMAMOTO¹⁾, Mariko FUJITA-SANO^{1,2)}

Key words: university student, vocational transition support, accessibility

I. 緒言

近年、障害のある学生、高齢学生等、学生層の多様化に対して大学教育のアクセシビリティが注目されている^{1,2)}。多くの大学で、多様な学生へ

の対応が必要となり、修学支援の取り組みが始まっている³⁾。修学支援において、環境が大きく変わる入学、卒業前後の支援は、移行支援と呼ばれ重要性がよく知られている。しかし、入学前後に対して卒業前後の移行支援については、これま

表1 就労移行期の種類と特徴（筆者が分類したもの）

1	修学→就労	<ul style="list-style-type: none">● 学校から社会への移行● 若年層が主な対象● 新卒採用の流れがある
2	休職⇄復職	<ul style="list-style-type: none">● 産休・育休・病休・労働災害・メンタルヘルス・介護・家族の都合等、本人理由以外も含まれる● 段階的な措置が好ましい場合が多い● 休職決定時に復帰時期が明確にできない場合がある● 同一職域内での移行
3	失業→就労	<ul style="list-style-type: none">● 退職や解雇から求職活動期間を経て就労する● 雇用保険適用 求職者支援制度等の措置がある● 職業訓練を経て就労というケースもある
4	就労→就労	<ul style="list-style-type: none">● 福祉的就労(就労継続支援事業)から一般就労へ● 転職による就労環境の変化

1) 広島大学アクセシビリティセンター

2) 広島大学 総合科学研究科

1) Accessibility Center, Hiroshima University

2) Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

で十分な議論はなされておらず具体的な取り組み事例も少ない。

卒業前後の移行支援は、学校から社会への接続に関する就職支援が中心である。大学では、求人情報提供、就職ガイダンス、個別カウンセリング等、一般的な支援が行われている。一般に、就労に関する移行期は、学校からの移行だけでなく、大別すると4つの移行期が考えられる。

4つの移行期には、共通するニーズとそれぞれの移行期に特色的なニーズが存在する。4つの移行期の中で、卒業前後の移行期は、修学環境から就労環境へと大きく環境が変化するという点で、他の3つの移行期と異なる特性が現れる。

本論文では、高等教育機関修了に伴う社会への接続を議論するために、修学から就労への移行を対象として就労移行期について取り上げる。

就労移行期支援の対象者は、入学前後の移行期から修学支援の対象であった学生だけではない。フルタイム勤務が体力的・精神的に困難な状況にある学生、修学は達成したものの就労という環境変化への順応に困難が予想される学生も含まれる。就労を前にして直面する課題には、修学支援で扱われなかったニーズも表出し、多様な様相を呈する事になる。

一方、就労を支援する環境は、若年者の雇用状況改善を目的に、制度や社会資源が整備され、障害者雇用を支援する民間の就労移行支援事業も、徐々に充実してきている。しかしながら、はたして、これらの取り組みと大学との接続は、円滑に行われているだろうか。

本稿では、就労移行期支援の現状と課題を、環境が大きく変わる移行期の支援を必要とする学生の立場から見た利用しやすさについて議論する。

II. 対象と方法

本論文では、就労移行期を「修学から就労に至るまでの移行期間」と定義し、大学から社会への移行について議論する。ここでは、特別な就労移行支援が必要な学生として、障害のある学生、環境変化への適応困難が予想される学生等を対象とする。

方法として、第一に、独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構）の調査報告から、大学で把握している障害学生の実態と就職状況について概観する。次に、就労移行支援の代表的な社会資源を、「障害者に限定しない一般的な事業」と「障害者対象の事業」とに分け、各特質を述べる。そして、大学での就労移行支援実施状況をまとめ、社会資源と大学との接続の現状を整理する。

最後に、独立行政法人高齢・障害者・求職者支援機構（以下、高齢・障害者・求職者支援機構）の調査から、支援ニーズと支援の拡充について述べ、大学から就労への接続を考察する。

III. 結果

1. 大学の「障害学生の実態」と「就労移行期の重要性」（在籍状況・支援状況・就職状況）

日本学生支援機構が実施している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（以下、実態調査）の2011年度結果によると、大学における障害学生数は9,404人、大学在籍率は0.31%である。その内、何らかの支援を受けている支援障害学生数（学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害学生）は、5,432人である⁴⁾。実態調査における障害学生の範囲は、①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している、②健康診断等において障害があることが明らかになった学生、③医師の診断書がある者、④発達障害があることが推察され何らかの支援を行っている者の4つである。

支援障害学生の傾向として、病弱・虚弱、発達障害、その他の障害（精神障害、精神疾患等）に関する学生の増加が顕著であると指摘されている⁵⁾。その他の障害には、統合失調症、パニック障害、高次脳機能障害等が含まれている。実態調査では、修学環境だけでなく障害のある学生の就職が課題として認識され、平成19年度からは、卒業後の進路に関する項目が加えられている。そして、大学における就労移行支援の現状は、日本学

生支援機構による障害学生の範囲①②③を対象に実施された「平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」（以下、就業力の支援調査）で詳しく検証されている。

就業力の支援調査による就職状況は、大学を卒業した障害学生1,219人に対して、就職者数607人、就職率（就職率＝就職者÷卒業者）49.8%である。大学全体の就職率60.5%に比べると低い状況である⁶⁾。

高齢・障害者・求職者支援機構による「発達障害者の就労支援の課題に関する研究」によると、発達障害の診断があり、学校卒業直後に会社勤めをした者のうち、調査時現在において会社勤めをしている者は60%であり、入所や在宅への進路変更の多さが報告されている⁷⁾。

障害学生を中心に、就職率や就職後の定着に課題があり、入学期の修学支援と同様、卒業期の就労移行支援の重要性が窺える。

2. 就労移行期を支援する社会資源

（若年者雇用支援・障害者雇用支援）

就労移行支援は、学内支援と社会資源の活用がある。まず、学外の社会資源をまとめ、学内支援については後述する。社会資源は、「障害者に限定しない一般的な事業」と「障害者対象の事業」に大別される。最近では、就労困難な若者を支援する事業も整備されてきている。表2に就労移行期支援事業の代表的な社会資源を示す。

表2 就労移行期の支援を行っている主な社会資源
（筆者が分類したもの）

①障害者に限定していないもの	②障害者を対象にするもの
民間職業紹介事業	民間障害者職業紹介事業
ハローワーク	ハローワーク専門援助部門
学生職業総合支援センター 学生職業センター	地域障害者職業センター
若者のためのワンストップサービスセンター	障害者就業・生活支援センター
地域若者サポートステーション	障害者職業訓練校
職業訓練事業	就労移行支援事業
緊急雇用対策としての若年者就業支援事業	就労継続支援事業

【若年者雇用支援について】

なぜ、若年者への雇用対策が整備されてきてい

るのだろうか。厳しい経済情勢下にあって、若者（20歳～24歳）の完全失業率は9.0%（平成21年平均）、全体の5.1%に比べ相対的に高水準で推移している⁸⁾。文科省の平成23年度学校基本調査では、大学卒業時に、進学、就職、一時的な仕事のいずれにも該当しない進路未決定卒業者は、15.9%に及ぶことが報告されている⁹⁾。15歳～34歳の非労働力人口の内、通学、家事を行っていない若年無業者は、平成14年以降60万人台で推移し、平成23年には60万人となっている¹⁰⁾。

このような進路未決定者の増加や長期化に対し、修学後の若年者就業支援事業の必要性が認識されてきた。具体的には、ハローワーク主催の求職者支援制度を利用した「新規学卒者向け職業訓練」、地方公共団体による「雇用創出・人材育成事業」、「若年者のためのワンストップサービスセンター」、「地域若者サポートステーション」といった支援事業の拡充が挙げられる。

【障害者雇用支援について】

では、障害者対象に就労移行支援を行う社会資源の現状はどうだろうか。ハローワーク中心のネットワークとして、①地域障害者職業センター、②就業・生活支援センター、③就労移行支援事業の3つを取り上げたい。

①地域障害者職業センター

地域障害者職業センターは、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関で、原則として都道府県に1カ所設置されている。就労支援の基本プロセスに加え、ジョブコーチ支援、雇用管理サポート事業、知的障害者判定等も行う。ハローワーク、発達障害者支援センター、精神科クリニック、学校、福祉施設等を経由し、利用に至ることが多い。職業準備性向上の必要性、具体的目標を、職業カウンセラーが本人と十分確認し、安定した職業生活の維持という視点で訓練に取り組んでいる。障害者手帳の有無を問わず利用できるが、都道府県に1カ所のため、利用しにくい場合がある。

②就業・生活支援センター

そこで、より身近な地域（障害保健福祉圏域）

に1カ所の設置を目標として、就業・生活支援センターが、全国400カ所に整備される予定となっている。就業・生活支援センターの特徴は、就業面と生活面を一体的な支援として行うことを目的にしている点である。地域障害者職業センターは、就業・生活支援センターに対し技術的支援を行う立場に位置づけられている。就業・生活支援センターは、求職者との相談を通し、就労移行支援事業所等に訓練斡旋依頼を行うこともある。

③就労移行支援事業所

就労移行支援事業所は、福祉から一般就労への移行促進を目的に、平成23年10月1日現在、1,557カ所設置されている¹¹⁾。厚生労働省の平成23年社会福祉施設等調査によると、運営主体の7割が社会福祉法人である。近年、営利法人や特定非営利法人が運営する事業も誕生してきている。

就労支援移行事業全体の利用人数は、平成22年10月から平成23年9月末日までの1年間で16,266人である¹¹⁾。就労移行実績は、就職による退所者として3,310人報告されている¹²⁾。これは、1事業所あたり約2人、率にして約2割の人が一般就労に移行している計算になる。一般就労への移行はスムーズとはいえない状況であることがわかる。

しかし、民間の就労移行支援事業の中には、新しい動きもみられる。全国に36の拠点（平成24年12月現在）を展開している民間の就労移行支援事業所では、精神障害のある人の利用が全体の7割を超えており、平成23年度の一般就労への移行実績は508名であった。1拠点あたり平均14名の一般就労を実現し、就労移行支援事業の全国平均を大きく上まっている。

3. 大学での就労移行支援実施状況

（学内支援体制・社会資源との接続）

再び大学に視点を戻し、学内の就労移行支援体制と社会資源との接続について整理する。

【支援内容と支援体制】

大学では、インターンシップやキャリア関連講義の実施にみられる「キャリア支援」、就職活動

ガイダンス・求人情報・個別相談等にみられる「就職活動支援」を実施している。形態でいうと、「集団ガイダンス」と「個別カウンセリング」にわけられる。日本学生支援機構による就業力の支援調査2011年度では、就職支援実施率が内容別に紹介されている。大学（589校中）での実施率9割を超える項目は、求人情報提供、個別キャリア相談で、就職ガイダンス、インターンシップと続く。

これらの支援内容における障害学生への対応については、①「配慮・支援有」、②「障害学生を主たる対象とした支援」、として実施率が併記されている。例えば、求人情報提供は①60.1%、②35.1%、個別キャリア相談は①59.6%②31.7%、就職ガイダンスは①36.0%、②2.5%である¹³⁾。障害学生への就職支援は、全体的に未だ低いとはいえ、通常の支援体制の中で配慮する割合が、障害学生を主たる対象にしている割合より高くなっている¹³⁾。

【社会資源との接続状況】

日本学生支援機構による就業力の支援調査2011年度において、大学から利用を勧めることが多い社会資源は、障害学生向けの就職活動支援ウェブサイトが55.9%と最も多く、ハローワーク（46.3%）、学生職業センター（34.5%）と続いている。若年者雇用支援事業を勧めるケースは19.9%、障害者支援事業を勧める割合20.7%と同程度である。就労移行支援事業は対象に挙げられていない¹³⁾。

大学の就労移行支援としては、すでにある就職支援の中で、障害学生向けの就職活動支援ウェブサイトやハローワークの利用を勧めながら、障害学生にも対応するケースが多いことが分かる。

4. 就労移行支援の拡充にむけて（就労支援に関するニーズ・対応する社会資源）

今後、高等教育機関在籍の学生に対して、就労移行支援の充実を図っていくためには、何が必要だろうか。対象者を限定した調査報告になるが、高齢・障害者・求職者支援機構が行った発達障害者の就労支援の課題に関する研究から、当事者

ニーズをまとめてみたい。この研究では、当事者（18歳以上）の保護者、家族からのアンケート調査により就労支援のニーズが報告されている。

①就労支援のニーズ

同調査によると、在学中に必要な就職支援ニーズ（養護学校以外の学校）として、教員の障害理解の向上（17.4%）、就労体験（15.7%）、社会性の訓練（13.0%）、が上位にあげられている（回答総数115で複数回答を含む）。また卒業時に就職できるケースばかりでない為、学校卒業後に必要な支援として、職業準備訓練の機会の増大（29.8%）、実習訓練（25.0%）、相談（10.7%）が上位ニーズとして挙げられている。職業準備のための経験場面の設定、体制整備へのニーズが高くなっている¹⁴⁾（回答総数84で複数回答を含む）。

②職業準備性訓練と社会資源について

では、社会資源のうち、職業的課題に応じた職業準備訓練を行っている代表的な機関はどこであろうか。障害者雇用施策の分野では、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所、一般的な分野では、地域若者サポートステーション、若年者就業支援事業が挙げられる。

若年雇用対策の社会的な要請については、先に述べたとおりである。そして、一般的な支援システムの充実が求められている理由は、障害者支援にアクセスしにくいケース、全体的なニーズの増加もあげられる。

表3に平成23年度のハローワークを通じた就職件数、表4に5年ごとの障害種別の新規求職者申込件数を示す。

表3 平成23年度・障害者の職業紹介状況等
厚生労働省

	新規求職申込件数	前年度比	就職件数	前年度比
身体障害者	67,379件	5.1%増	26,864件	2.6%増
知的障害者	27,748件	7.5%増	14,327件	8.8%増
精神障害者	48,777件	23.0%増	18,845件	29.5%増
その他の障害者	4,454件	40.4%増	1,331件	37.1%増
合計	148,358件	11.8%増	59,367件	12.2%増

障害者の就職状況をみると、就職件数59,367件に対し、新規求職申込件数は、148,358件に上り、

表4 障害種別の新規求職者申込件数
厚生労働省資料より抜粋

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他の障害者	合計
平成14年度	62,888	16,511	6,289	308	85,996
平成19年度	61,445	22,273	22,804	1,384	107,906
平成23年度	67,379	27,748	48,777	4,454	148,358

この数は毎年増加している事が分かる。特に「その他の障害者」と「精神障害者」の新規求職申込件数は、前年比20%以上、5年毎の経過において倍増の伸びを示す¹⁵⁾。「その他の障害者」には、障害者手帳を持たない発達障害、高次脳機能障害、難病者が含まれる。

次に、障害者雇用施策の分野について述べる。一般的に、福祉サービスの範疇にある「就労移行支援事業」（障害者自立支援法の訓練等給付に該当）が、利用期間の上限を2年としているのに対し、地域障害者職業センターは、8週間から12週間の訓練プログラムを組むことが特徴である。

初めて障害者雇用に取り組もうとする企業にとって、独自にアセスメントを行い、職業準備性に関する教育訓練を行うことには、限界がある。特に、ステレオタイプな評価を受けやすい精神障害者の雇用支援でいえば、就労移行支援事業は、一般就労への流れを支援する身近な社会資源である。企業と求職者双方のニーズを満たす役割を期待されている。

IV. 考 察

就労移行期の支援の現状を学内支援と学外の社会資源を中心に整理した。そこで、対象学生の視点から、就労移行支援活用の現状と課題をまとめてみたい。

<対象学生について>

就労が困難な状況が予想される対象学生は、大学で把握されている障害学生だけだろうか。高等教育機関に在籍する障害学生の実態については、大学側が全てを把握しているわけではなく、障害のある学生の全てが、何らかの支援を申請しているわけでもない。中には、周囲が明らかに課題を感じても、本人が支援を求めないケースもあるだろう。就業力の支援調査における就職率は、全体的

に高いとは言えない。社会情勢や雇用者側の問題を除いて考えると、進学や支援ニーズの潜在化が推察される。就労困難が予想される学生は、支援を申請している障害学生だけではなくさそうである。そして、支援障害学生の内、病弱、発達障害、その他の障害が顕著に増加しているが、障害者支援施策の障害者の枠組みから外れる場合もあるだろう。

つまり、「障害学生」、「支援障害学生」であるかどうかに関係なく、対象学生が適切な就労移行支援サービスを利用できているかが課題である。そこで、次の3点①社会資源、②職業準備性支援、③人的支援サポート、から見てみる。

①社会資源

学生及び既卒者の就労は、大学だけの課題ではない。進路未決定者の増加、長期化は、一般的な就職支援だけでは就労を達成しにくい求職者の状況の深刻化を受けている。そのため、若年者就労支援事業は、就業可能性を高める支援事業として、一般的な就職支援より手厚い支援を構築しようとしている。具体的には、職業体験や相談事業の充実が展開されている。これは、大学の支援体制としても、すでにある支援体制の中で障害学生への対応を検討し始めている傾向と共通するようみえる。学生にとっては、障害者を対象にする事業よりも門戸が広く、利用しやすいといえる。そのため、大学からの接続としても、障害者を対象にするものと同程度、一般的な若年者への就労支援事業の活用が推進されているのであろう。

しかし、現状の若年者就労支援事業は、限界もありそうである。障害者雇用施策の範疇で、企業の協力をしやすい手立てを提案し、無理のない就労をめざす可能性もある。必要に応じて専門機関への橋渡しを援助する必要もある。いずれにしても一般の就労移行支援拡充の過渡期と捉え、今後の課題としたい。

②職業準備性支援

特に就労経験の乏しい学生にとっては、(仕事のスキル以外に)企業が最低限求める条件を、学生自身が習得しておく必要もある。具体的には、卒業後に必要な支援のニーズとしてあげられてい

る職業準備性訓練が該当する。これは、基本的な生活リズムを整えることから働くために必要な社会性の訓練まで含むものである。職業準備性は「個人の側に職業生活を始める(再開を含む)ために必要な条件が用意されている状態」¹⁶⁾とされている。ただし、障害の有無に関わらず、人は実際に企業で働く中で職業人として各々成長していくものである。学内支援に組み込む、社会資源を活用する、どちらにしても、職業生活を通して職業準備性が向上される点を忘れてはならない。

その上で、学生が職業準備性訓練を利用しやすいか、学外サービスについて、若年層支援、障害者支援の順に検討してみたい。

まず、若年層支援事業の若者のためのワンストップサービスセンターは、就職相談事業をメインに職業技能訓練と接続している。相談事業中心で対象からやや外れる。地域若者サポートステーションでは、長期不就労、引きこもりの若者を対象に、職業準備性訓練の内容が事業に含まれている。平成24年現在、全国に116か所設置されている。厚生労働省の資料では、平成24年4月から8月の新規登録者の内、約3割に「大学・短期大学の学歴がある」ことが分かる¹⁷⁾。在学生の利用数は不明だが、全般的に教育機関に在籍していない人の利用が多いと推察する。

では、障害者対象の事業ではどうだろう。就労移行支援事業は、都道府県に原則1つ設置されている地域障害者職業センターとは違い、地域に展開されている。しかし、一般就労への移行実績が高いとはいえない。就業力調査においても、障害学生の就職活動に際し利用を勧めた事があるものの中には含まれていない。これは、就労移行支援事業の多くが、作業所を前身としている事と関係し、高等教育機関を卒業した人の利用イメージが一般的でない事も影響しているだろう。その他、地域若者サポートステーションと共通し、在学中の利用は一般的でない。また、自立支援法の対象から外れる学生は利用できず、制度的な制約も存在する。地域障害者職業センターは、障害者支援の実績が豊富で適切な支援が期待できそうであるが、物理的に利用しにくい場合がある。一般的な

認知度も高いとはいえない。就労意欲があり就労が困難な状況にある人の数は毎年増加しており、地域障害者職業センターや就労移行支援事業の対象とするニーズは高い。しかし、職業準備性訓練を必要とする学生にとっては、必ずしも利用しやすいものにはなっていない。

③大学における個別カウンセリング等の人的支援

最後に、対象学生への就労移行支援を、大学の多様な就労支援に組み込む場合を考える。大学のキャリア支援は、カウンセリングとガイダンスで構成されている。特に個別のカウンセリングは、相談者のニーズに合わせて、必要な情報やアドバイスをカスタマイズして提供出来るため、効果的なサービスとされている。障害者支援事業を参考にすると、就労移行支援内容は、個別相談とアセスメントに基づいた個別支援計画にそって実施されている。具体的には、仕事のスキル獲得、グループワーク、職場実習等の学習と体験が含まれる。そして、支援者は、対象者の学習や行動を側面から支援する。これらを大学で実施可能な支援に置き換えると、個別カウンセリングに重きを置いた支援が考えられる。学卒時に就職が困難な場合も、大学側の支援として、社会資源の中でコーディネート役を担える支援者へ繋いでいく事が考えられる。対象学生の状況をライフステージ全般から俯瞰的に捉えて、就労移行期を支援する人的支援の貢献は大きいだろう。

近年、アクセシビリティセンターや障害学生支援室といった、障害学生支援を専門に担当する部署を設置する大学が増えてきている。このような部署は、障害学生の修学支援に必要なため設置された部署であり、個別の支援ニーズを把握し修学支援の円滑化に大きな役割を果たしているものと考えられる。大学で培った修学支援に関するノウハウを社会で活かしていくためには、障害学生支援部署とキャリア支援担当部署が学生に見える形で連携していくことが必要であろう。学生にとって、在籍する大学は最もアクセスしやすく、様々な情報と繋がる起点でもある。障害学生専門の部署がない場合には、障害に起因する個別ニーズや支援ノウハウをキャリア支援に組み込むための枠

組を検討整備していく必要があるだろう。

V. 結論

大学から社会への就労移行期は、入学前後の移行期とは趣の異なるニーズが顕在化してくる期間である。そこで、大学の就職活動支援や、働く人のエンパワメントを支援する社会資源の現状を整理し、考察した。

就労支援は大学だけの課題ではなく、学外の社会資源の中でも若年層就労支援事業として、検討整備されてきている。しかし、卒業後の支援が中心的であり、在学中の利用には課題がある。

一方、障害者に対する就労支援事業は、ニーズの高まりと共に、身近な地域で対応できるよう、各地で展開されてきている。しかし、就労困難な学生の中には、障害者支援の枠組みの対象外、在学中の利用がしにくい、特別な支援の活用を回避したいという心理が働く場合もある。また、支援事業の中には、一般就労への移行が現実的になっていない部分も窺える。長期に就労機会を失ったままの状態や、不本意な離転職の後、職業リハビリテーションサービスの利用にいたる人も少なからず存在し、さまざまな社会資源と学生の接続は、これからの課題といえる。

特に、若年層支援は、障害者支援と一般の通常支援の両方からもれる対象者を含み、支援の起点となることが期待されるのではないだろうか。そして、一般のシステムにおいて、就労支援の対象を拡大するという方向性を、過負荷なく推進するためには、すでに障害者雇用の分野で用いられている支援を活用しやすい形で取り入れていくことも効果的であろう。具体的なツールや転用可能な分野の検証については、今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 佐野(藤田)眞理子・吉原正治(編著): 高等教育のユニバーサルデザイン化—障害のある学生の自立と共存を目指して, 大学教育出版, 2004.
- 2) 佐野(藤田)眞理子, 山本幹雄, 吉原正治(著): 大学教育とアクセシビリティ—教育環境のユニ

- バーサルデザイン化の取組み, 広島大学大学院総合科学研究科(編集), 叢書インテグラール007, 丸善株式会社, 2009.
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構:平成23年度大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 2011.
 - 4) 独立行政法人日本学生支援機構:平成23年度大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書:6-15, 2011.
 - 5) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 佐野(藤田)眞理子, 他:大学におけるアクセシビリティ支援のための実習受講者の動向, 総合保健科学, 28:61-69, 2012.
 - 6) 独立行政法人日本学生支援機構:平成23年度障害のある学生の修学力の支援に関する調査結果報告書:2-3, 2011.
 - 7) 独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構:発達障害者の就労支援の課題に関する研究 調査研究報告書, 88:72-78, 2009.
 - 8) 総務省統計局:日本の統計2011, 年齢階級別労働力人口:212, 2011.
 - 9) 文部科学省:平成23年度学校基本調査, 卒業後の状況調査, 75総括, 2012.
 - 10) 総務省統計局:労働力調査基本集計, 平成23年平均, 若年層の完全失業者及び無業者:23-24, 2012.
 - 11) 厚生労働省:平成23年社会福祉施設等調査結果の概要, 2 障害者福祉サービス等事業所の状況, (1) 事業所数 (2) 利用状況, 2012.
 - 12) 厚生労働省:平成23年社会福祉施設等調査, 第73表, 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型)・就労継続支援(B型)事業所の退所者数, 退所理由別, 2012.
 - 13) 独立行政法人日本学生支援機構:平成23年度障害のある学生の修学力の支援に関する調査結果報告書:9-15, 2011.
 - 14) 独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構:発達障害者の就労支援の課題に関する研究 調査研究報告書, 88:85-87, 2009.
 - 15) 厚生労働省:平成23年度・障害者の職業紹介状況等, 2012.
 - 16) 独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構:就業支援ハンドブック:27, 2011.
 - 17) 厚生労働省:第3回「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会資料, 地域若者サポートステーション事業の実績及び地域若者サポートステーションの利用者像(平成24年4月~8月末実績), 2012.